



お済みですか?

お子さんの 予防接種



予防接種法に基づく予防接種は接種できる期間（公費で接種ができる期間）が定められています。母子健康手帳で接種履歴を確認し、お済みでない予防接種は期間内に接種を受けてください。なお、接種時には住所地である大口町発行の予防接種予診票が必要です。

予防接種の種類	回数	対象者（対象期間）
BCG（保健センターにて接種）	1回	生後1歳未満
B型肝炎	3回	生後1歳未満
四種混合	4回	生後3か月から7歳半未満
ヒブ 小児用肺炎球菌	接種開始時期により異なる （生後7か月までの開始で4回）	生後2か月から5歳未満
麻しん風しん（MR）※1	1期1回	1期…1歳から2歳未満
	2期1回	2期…H25.4.2からH26.4.1生（年長児相当）
水痘	2回	1歳から3歳未満
日本脳炎 1期 ※2	3回	7歳半未満
日本脳炎 2期 ※2	1回	9歳以上13歳未満（小学4年生に通知済）
二種混合 ※1	1回	11歳以上13歳未満（小学6年生に通知済）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）※3	3回	小学6年生から高校1年生相当の女子

- ※1 MR2期・二種混合は、令和2年3月31日までに接種してください。
- ※2 日本脳炎：①平成11年4月2日から平成19年4月1日生まれで1期、2期の接種が終了していない方は20歳未満まで接種できます。②平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれで第1期を7歳半までに接種できなかった場合、9歳以上13歳未満に限り接種できます。
- ※3 現在ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。接種を希望される方は保健センターにお問い合わせください。

高齢者 肺炎球菌ワクチン予防接種

今年度の定期予防接種対象者 ※ただし、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は除きます。

65歳となる方	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生	85歳となる方	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
70歳となる方	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生	90歳となる方	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
75歳となる方	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生	95歳となる方	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
80歳となる方	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生	100歳以上となる方	～大正9年4月1日生

接種期限 令和2年3月31日

なお、上記定期予防接種対象者以外の75歳以上の方で、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがない方は、任意予防接種助成制度があります。詳しくは健康生きがい課へお問い合わせください。



問合せ先 健康生きがい課
☎94-0051

【対象となる方】
●町内にお住まいで、勤務先などで検診を受ける機会のない方が対象となります。
※詳しくは広報おおぐち4月号でご案内します。

生涯に2人に1人はがんにかかるといわれる現代。がんは、早期に発見すれば、治る病気です。定期的ながん検診を受診しましょう。
「安心して生活を送るために検診を受けましょう！」

がん検診のお知らせ

※このコーナーは、大口俳句会・大口川柳クラブの皆さんのご協力により、「こころ」の健康づくりの一翼を担っていただいています。

今月の健康俳句 初夢や 吾が青春の 像ほのか 土川 喜一郎
今月の健康川柳 恋してる 猫が安眠 妨げる 日比野 文子

外出支援サービス助成券交付

3月27日(金)から、令和2年度外出支援サービス助成券(タクシー券)を交付します。助成券の交付を希望される方は、印かんをお持ちの上、健康生きがい課または福祉ごとも課へ申請してください。

対象者

- ① 令和元年度(平成30年中)の町民税が非課税で次のいずれかに該当する方【健康生きがい課へ申請】
- ▽ 満80歳以上の方
- ▽ 介護保険の要介護1から5の認定を受けた方
- ▽ 満75歳以上の単身高齢者または満75歳以上の者のみで構成される高齢者世帯に属する方
- ② 令和元年度(平成30年中)の合計所得金額が200万円未満の方で次のいずれかに該当する方【福祉ごとも課へ申請】
- ▽ 身体障害者手帳1・2級の交付を受け、視覚・聴覚・下肢・体幹・腎臓・呼吸器・脳原性機能障がいの中の移動機能障がいを有する方
- ▽ 療育手帳の交付を受けているA判定の方
- ▽ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ▽ 特定医療費受給者証保持者の方

助成額

タクシー等の基本料金等相当額

助成券の交付枚数 48枚綴り1冊

※一回限りの交付になりますので、大切に保管してご使用ください。

助成券の使用 乗車1回に1枚

有効期間

4月1日から令和3年3月31日

いきいきカード交付

3月27日(金)から、令和2年度いきいきカードを交付します。交付を希望される方は、身分証明のできるものをお持ちのうえ、健康生きがい課または福祉ごとも課へ申請してください。

対象者

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方
- ③ 本人負担額
- ① 大口町トレーニングセンター、温水プールそれぞれ月10回まで100円。補助回数を超えるトレーニングセンターは200円、温水プールは100円。
- ② 大口町トレーニングセンター、温水プールともに月10回まで無料

有効期間

4月1日から令和3年3月31日

高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



介護予防という言葉を知っていますか？

介護予防は、「要介護状態になることをできるだけ遅らせること」または「要介護状態になるのを未然に防ぐこと」、そして「すでに介護が必要な場合は、状態が悪化しないよう努め、改善を図ること」を目的としています。

大口町も地域の住民の方が介護予防をおこないやすいような環境作りをしています。すでに実践している方も多くいらっしゃるとおもいます。

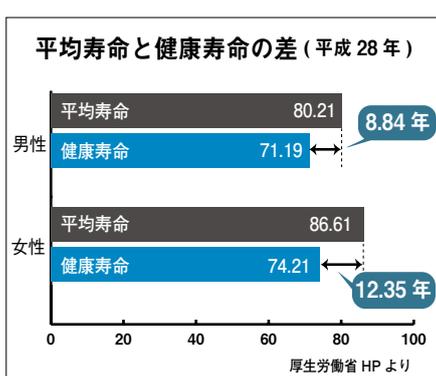
どうして介護予防が必要？

具体的には食生活に気を付けたりすることや運動習慣を作ること。健康診断や歯科検診を受けること。また、同じ地域で暮らす友人を持つことなど、介護予防の取り組みはたくさんあります。

次回から1年間大口町の介護予防について紹介していきたいと思えます。

問合せ先 大口町地域包括支援センター

94-22227



右の図は平均寿命と健康寿命のグラフです。健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」